

監査公表 第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

平成30年(2018年)12月10日

湖南省監査委員 渡邊悦夫
同 望月卓

随時監査結果

(公の施設指定管理)

第1 監査の概要

1) 監査の実施日

- ・平成30年10月23日、26日

2) 監査対象

- ・建設経済部 産業振興戦略局 商工観光労政課
(湖南省石部駅コミュニティハウス、湖南省石部宿田楽茶屋、
湖南省こころの街角サロンいしべ宿駅)
- ・総務部 生活環境課 (湖南省浄苑、湖南省笹ヶ谷霊園)
- ・総合政策部 地域創生推進課 (三雲まちづくりセンター)
- ・建設経済部 産業振興戦略局 農林保全課
(湖南省じゅらくの里「もりの駅」、湖南省じゅらくの里「木工の館」、
湖南省じゅらくの里「土の館」)

第2 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたり、担当課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく基本協定書及び単年度協定を締結して指定管理料（一部除く）により管理運営している施設から上記の監査対象を抽出して、随時監査資料（指定管理者監査）様式に基づき作成し必要資料の提出を求めた書類により担当課職員から説明を聴き取り、公の施設管理業務がそれぞれの「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に基づき業務が遂行できているか監査を行った。

湖南省市じゅらくの里「もりの駅」、湖南省市じゅらくの里「木工の館」、湖南省市じゅらくの里「土の館」については現地踏査も行った。

第3 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」により施設管理、書類の作成提出等適切に処理されており、指定管理業務について適正であったと認められる。

一部是正注意すべき点があったので、下記に記述する。

基本協定書および仕様書に掲載されている備品は、委託時点のものであるが、購入日および耐用年数の明示がない。現在の備品は管理されているが、提出できる書類として備品台帳の整理を行われたい。

また決算書での歳入と歳出の差額について、取り扱いの明記がなく、基本協定書に明記するよう行われたい。収支決算書に予算額が記入されていないものがあり、明示すように行われたい。